

国民年金

公的年金の加入

日本国内に居住している20歳から60歳までのすべての人は、公的年金に加入します。

国民年金は、すべての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳から60歳までの人は、公的年金に加入することが法律で義務づけられています。

加入者は、職業などによって3つのグループに分けられており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が異なります。結婚や就職、転職などで加入するグループが変わったときは、2週間以内に手続きをすることが必要です。



	どんな人が？	加入の届け出は？	保険料の納付は？
第1号	無職・自営業者等	ご自身で役場へ届け出	ご自身で納付
第2号	会社員・公務員等	勤務先が届出	勤務先で納付
第3号	専業主婦等	配偶者（第2号）	なし（配偶者の制度が負担）

●例えは…

太郎さん、花子さんご夫婦が、20歳から60歳まで加入する年金は？

■太郎さん

20歳に到達

学生なので国民年金（第1号被保険者）に加入

22歳で就職

会社員になり厚生年金（第2号被保険者）に加入

45歳で転職のため退職

次の会社で就職するまでは国民年金（第1号被保険者）に加入

58歳で退職

退職後も60歳までは国民年金（第1号被保険者）に加入

■花子さん

20歳に到達

20歳到達時はすでに会社員で厚生年金（第2号被保険者）に加入

29歳で結婚・退職

夫に扶養されている間は国民年金（第3号被保険者）に加入

45歳で夫が退職

国民年金第1号被保険者に変更

夫が再就職

国民年金第3号被保険者に変更

夫が58歳で退職

60歳までは国民年金（第1号被保険者）に加入

	20歳	22歳(就職)	45歳(転職)	58歳(退職)	60歳
太郎さん	学生 第1号 (国民年金)	会社員 第2号 (厚生年金)	無職 第1号 (国民年金)	会社員 第2号 (厚生年金)	無職 第1号 (国民年金)
(夫)					
花子さん	会社員 第2号 (厚生年金)	29歳(結婚)	専業主婦 第3号 (国民年金)	第1号 (国民年金)	第3号 (国民年金)
(妻)					第1号 (国民年金)

●国民年金は、20歳から60歳まで加入が義務づけられていますが、希望すれば65歳までの間、任意加入できます。

60歳までに25年の受給資格期間を満たしておらず、老齢基礎年金の受給資格がない人は、任意加入することにより、受給資格を得ることができる場合があります。また、40年(480月)の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受け取れない場合は、受給額を満額もしくは満額に近づけることもできますので、お気軽に宇都宮西社会保険事務室又は保険課国保年金係までお問い合わせください。

▼問い合わせ先

宇都宮西社会保険事務室

☎ 028(622) 4222

保険課 国保年金係

☎ 9134

